要望書

現在、貴庁において公務執行妨害事件として取調中の、

津田賀治君は

六月十八日伊方町九町に於て開かれん公開ヒヤリング阻止斗争に、私たち伊方原発反対八西連絡協議会の要請に応え参加した者であります。

ご承知のように伊方一、二号における度重なる事故やスリーマイル原発や、ギネ原発で起きた重大事故で見られるように、地元住民は伊方原発に対し限りなく危険を感じており、その上伊方原発は二号に限るとした安全協定を破り町民の七五パーセント以上反対のなかで、ただ三号炉を推進せんがための公開ヒヤリングを容認できないことはいうまでもありません。そこで、阻止できないものではあっても、最大限反対の意思表示を行う世界から、丸腰の私たちに出来る唯一の方法であり、憲法で保障する表現の自由に基づく行動をしたところであります。

しかしながら通産省は各地で悪評高い公開ヒヤリングをなんら改善するところなく、早くから警察当局と謀り、反対住民その支援者を暴徒の如く宣伝し、反対運動弾圧の準備を行ってきたのであります。今回の常軌をいっした警備は、公開ヒヤリングを守るということも、それに名をかって反対運動をつぶそうとしたことは明らかであり最大の職権乱用と断ぜざるを得ないのであります。今回の事件は本人が黙しているところからよくわからないが仮に警察当局の言うとおりとしても、そうした状況と意図のもとに起きた事件であると言わざるを得ないのであります。津田君の属していた責任者によると彼は共斗会議及び八西連絡協議会の方針と指示によく従い最初から整然と行動していたということであり、人違いで逮捕されたのではと疑う者もいるくらいであります。若し人違いでないとすれば何か最初から意図した警察の行為ではないかとみなで言っているところであります。

津田君が今回参加したことについては、原発の危険性をよく認識すると共に地元住民の行っている苦難を少しでも分ち合うべく参加したものと言われております。だとすれば彼が今回、罪を、着るようなことになることを。

地元住民として黙視することはできないのであります。

今回、警察当局が津田君にたいしてなされた行為は一人津田君だけの問題ではありません。そこでこの事件を眞に解明しようとするならば、伊方原発のもつ危険性、公開ヒヤリングの不当性、目に余る異常警備の実態、参加者の基本的権利をじゅうりんした不当な検問、参加者を暴徒か犯罪者の如く扱った職权乱用の数々も徹底的に調査しなければなりません。人、一人を罪におとすということは、なんら公権力の特权ではなく、地元住民はもとより国民大衆~~の理解を得て~~が納得してこそ眞に●協力があると思うのでありますが、こうしたあらゆる調査もせずして、ひとり津田賢治君のみを罪にとうことのないよう、伊方原発に反対する地元住民（その支援者）連署を以て御願い申上げる次第であります。

昭和五七年十一月

伊方原発反対八西連絡協議会

松山地方検察庁御中、

住所

氏名